

暮らしを守る下水道

～下水道使用料の改定～

詳細 下水道課 ☎ 058-383-7114

下水道使用料の改定

下水道は、みなさんの家庭や工場などから排出される汚水を集め、処理場できれいにして川へ放流すること、衛生的な環境を保ち、自然環境を守っています。市民の皆さまの快適な生活環境を支えるための重要な施設であり、現在市民の約75%の方が、下水道を使用しています。

下水道事業は、下水道を使った人の使用料で事業を運営する「独立採算制」を原則としており、下水道施設の維持や汚水処理などの経費は、本来、使用料で賄うべきものです。

現在、それらの経費に対して十分な使用料を得られていないため、不足分を一般会計からの繰入金で補填（ほてん）していますが、その中には下水道を使用していない方の負担も含まれています。

このような状況を改善するため、今年9月の議会でも改正条例案を提出し、可決されました。安定的な下水道事業を継続するために、平均で9.6%増額の改定が決定。今回の改定は、令和8年4月からの下水道使用料に適用されます（下表参照）。

使用料単価は、現行より約13円増の1㎡あたり約160円となりますが、単身世帯や一般家庭に負担が偏

らないよう、使う量が増えることに高くなるよう金額を設定しました。将来にわたり安定的に下水道事業を運営し、安心して利用いただける環境を維持するため、ご理解とご協力のほどよろしくお願い申し上げます。



		新料金	現行との差額
基本使用料（2ヶ月分）		602円	+52円
1㎡あたりの使用料	0～20㎡	98円	+8円
	21～50㎡	164円	+14円
	51～100㎡	187円	+17円
	101～200㎡	204円	+19円
	201㎡～	221円	+21円

【改定後（令和8年4月～）の下水道使用料（税抜）】

1㎡ってどれくらい？

1㎡＝1000Lです。
お風呂（1回200L）は5回分、
トイレ（小の場合＝5L）は
約200回分に相当します。



【下水道の耐震化工事の様子】

令和6年1月に発生した能登半島地震では、耐震化していない配水施設などの基幹施設が被害を受け、広範囲での断水や下水道管内の滞水が発生し、復旧が長期化しました。この地震を受け、災害時の避難所の生活環境を守るためには、水道と下水道の両方の機能を確保することが重要であると改めて認識しました。それを踏まえ、市は令和6年度に「各務原市上下水道耐震化計画」を新たに策定しました。

今後は、これまでの耐震化事業に加え、災害時の避難所となる学校や病院など、重要施設につながる水道管と下水道管の一体的な耐震化を行っていきます。

上下水道を一体で整備